

○厚生労働省告示第二百三十四号

あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三十条の規定に基づき、平成三十年産あへの納付期限を次のように定めたので、同条の規定により告示する。

平成三十年五月二十八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

種類 栽培区域 納付期限

けし耕作者 岡山県美作市 平成三十年八月三十一日

甲種研究栽培者

北海道名寄市	平成三十年九月二十八日
茨城県つくば市	
東京都小平市	平成三十年八月三十一日
長崎県長崎市	
鹿児島県熊毛郡中種子町	